

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
の一部を改正する省令の施行について

本日、別添のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないこととしている。

今般、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、「放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する」こととされたことを受け、基準省令第10条第3項

本文を改正し、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとする。

## 第二 留意事項

- 1 改正省令による改正後の基準省令第10条第3項に関し、市町村において条例改正が必要な場合があると考えられるが、施行の日から速やかに改正を行い、基準省令の運用に支障が生じないように、努められたい。
- 2 放課後児童支援員認定資格研修の実施に当たっては、都道府県と指定都市で協議していただき、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、地域の実情に応じた適切な対応をお願いする。
- 3 なお、放課後児童支援員認定者名簿の管理方法等については、別途お示しする予定である。

## 第三 施行期日

改正省令は、平成31年4月1日から施行する。

以上

幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

**第三条** 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 根本 匠

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
(職員)	(職員)	(職員)	(職員)
<b>第十条</b> (略)	<b>第十条</b> (略)	<b>第十条</b> (略)	<b>第十条</b> (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
一 一十 (略)	一 一十 (略)	一 一十 (略)	一 一十 (略)
4・5 (略)	4・5 (略)	4・5 (略)	4・5 (略)

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠